

学校教職員在宅勤務環境整備事業
(端末統合セキュリティ設定実施業務)
委託仕様書

令和5年2月4日
西原町教育委員会

1. 事業の概要

新型コロナウイルス感染症による臨時休業、在宅勤務時などに自宅からインターネット回線を介して校務環境へリモートアクセスを可能とすることで、新型コロナウイルス感染症流行下などにおける柔軟な働き方へ対応し、業務の継続性を確保することを目指し、本事業においては、在宅勤務時や端末を持ち出した際のセキュリティ対策の強化を図る。

2. 業務の実施場所

施設名	住所
西原町教育委員会	字与那城 140 番地の1

※使用するソフトウェアの性格上、受託者の事業所を実施場所とすることを妨げない。

3. 委託業務の概要

西原町教育委員会が所有するセキュリティ対策ソフトウェアを用いて、教職員の在宅勤務用端末の統合的なセキュリティ対策(設定)を行う。

なお、対象となる端末は教職員用の在宅勤務環境端末 220 台であるが、本事業において新たなライセンス等の調達は不要である。

なお、使用するソフトウェアおよび設定等に係る条件等については別紙の「詳細仕様」による。

※当該資料は西原町教育委員会のセキュリティに係る情報を含むものとなることから、別紙様式の提出をもって開示されることに留意すること。

4. 事業のスケジュール及び諸条件について

(1) 全体スケジュール

令和5年2月7日	……	事業の公告
令和5年2月10日	……	質疑応答の問い合わせ期限(15時まで)
令和5年2月14日	……	見積書の提出期限
令和5年2月28日	……	完了期限日

(2) 新型コロナウイルスについて

新型コロナウイルスに起因する様々な状況の変化への対応が本事業においては生じる恐れがある。それによる納入の遅れをはじめ、事業について重大な影響を及ぼす事態が生じた場合には速やかに西原町教育委員会までその旨を申し出ること。

当該申し出を受けた場合、精査の上で必要な措置をとります。

5. 納入物について

設定作業の実施以外に以下のものを納入してください。なお、データ納品が可能なものは原則 2 次利用可能なデジタルデータでの提供とし、納入先は教育委員会とします。

- ・完成図書
- ・設定に関する情報 一式

6. 業務完了後の責任、アフターフォロー等

実施された委託業務について契約の内容に適合しない場合、無償でこれを修補、追加実施する追完責任を落札者は負います。

落札者が上記の責任を負うのは引き渡し日(町の定める検査の合格日)から原則として1年間とします。また、前記の期間において契約不適合を知った日から起算して1年についても追完責任を落札者は追うものとします。